

『徒然草』における「儉約」についての一考察

— 第百八十四段を中心に —

呉 天 嬌

はじめに

『徒然草』第百八十四段は、北条時頼の母である松下禪尼の逸話を語る章段である。松下禪尼は息子時頼が実家の安達家^①に招かれるにあたり、息子に儉約を諭そうとした^②。

相模守時頼の母は、松下禪尼とぞ申しける。守を入れ申さるることありけるに、煤けたる明り障子の破ればかりを、禪尼手づから、小刀して切りまはしつづ張られければ、兄の城介義景、その日のけいめいして候ひけるが、「給はりて、なにがし男に張らせ候はん。さやうのことに心得たる者に候」と申されければ、「その男、尼が細工によもまさり侍らじ」とて、なほ一間づつ張られけるを、義景、「皆を張り替へ候はんは、はるかにたやすく候ふべし。まだらに候ふも見苦しくや」とかさねて申されければ、「尼も、後はさはさはと張り替へんと思へども、今日ばかりはわざとかくてあるべきなり。物は破れたる所ばかりを修理して用ゐることぞと、若き人に見習はせて、心つけんためなり」と申されける、いとありがたかりけり。

世を治むる道、儉約を本とす。女性なれども、聖人の心に通へり。天下を保つほどの人を子にて持たれける、まことに、ただ人にはあらざりけるとぞ。

松下禪尼は兄である城介義景が薦めた「なにがし男」の手を借りることなく、障子をすべて張り替えるという「たやす」い方法を拒絶して、煤けた明り障子の破れた所だけを、自ら小刀で切つて張り替えた。そして、「今日ばかりはわざとかくてあるべきなり。物は破れたる所ばかりを修理して用ゐることぞと、若き人に見習はせて、心つけんためなり」と説明した。松下禪尼は自らの実践によって、息子北条時頼に儉約の重要性を気付かせようとしたのである。兼好は助動詞「けり」を多用しつづ、文末を「けるとぞ」と結ぶことで、語り続けられてきた物語として章段を構成したのであった。

崇儉禁奢は国を治める方策の一つとして繰り返し提唱されている。儉約に関わる内容が『徒然草』に収められたのも、取り立てて珍しいことではない。しかし興味深いのは、兼好があえて松下禪尼の逸話を選択したことである。松下禪尼が登場する類話は現在、『徒然草』以外に見出すことはできないのである。本稿では、『徒然草』第百八十四段における「儉約」を考察し、兼好が松下禪尼の逸話を選択した意義を説明することを目的とした。

一、先行注釈書における「儉約」の解釈

『徒然草』第百八十四段における「儉約」について、『徒然草』諸注釈

書はどのように理解しているのであろうか。ここでは『徒然草諸抄大成』^③を参照し、『徒然草寿命院抄』^④、『徒然草野槌』^⑤をはじめとする近世の主要な注釈書を確認してみよう。

『徒然草寿命院抄』は江戸時代前期、医師である秦宗巴によって『徒然草』各章段における重要な語句を抽出して、その意味や説明を、さまざまに典拠によりながら注釈を施したものである。^⑥『徒然草』注釈の嚆矢として、後統の注釈書に大きな影響を与えた。『徒然草寿命院抄』では『徒然草』第八十四段の「儉約を本とす」について「論語注二去」奢侈「約謂二之儉」と注釈している。次いで、林羅山が注を付した『徒然草野槌』は儒学者の立場から各章段の文法・出典を考察し、注釈を施したもので、近世の『徒然草』注釈の基盤をなしたと評価されるものである。^⑦ここでは「世を治むる道、儉約を本とす」について、「論語子曰以儉約失之者鮮矣。又曰奢則不孫。儉則固。與其不孫也、寧固」、「何晏集解云去奢侈、約謂二之儉」等と記し、やはり『論語』に基づいて理解した上で、儉約の意義や「礼儀」との関連を示している。後の江戸時代の『徒然草』注釈書及び現代の注釈書もほとんどが『徒然草野槌』を踏襲し、『論語』に拠りつつ、儒教的立場に立って解釈している。羅山注の影響力は絶大であった。

他方、僧惠空が執筆した『徒然草参考』^⑧では『論語』とならべて道家の典籍である『素書』を挙げ、「恭儉謹約所以自守」ということばで、儉約の個人修養における重要性を述べている。あわせて同じ道家の典籍である『子華子』を挙げて、「聖人の心にかよへり」を解説し、古の聖人が儉約を治世の宝として崇めることの意義を論じている。また儒道先賢の言葉をまとめた明代成立の『明心宝鑑』を引用し、「勤儉治家之本、和順齊家之本、勤者富之本」ということばで、家を治める重要性から儉約を説明しようと試みるのである。つまり、江戸時代の『徒然草』諸注釈書

は、漢籍を典拠とし、儒学だけでなく道家思想にも触れつつ、個人修養、家を治めること、下を率いて世を治めること、などに言及しつつ、第八十四段における「儉約」を解釈する点で一致しているのである。

そうしたなかで、浅香山井の『徒然草諸抄大成』の指摘は興味深い。この書は『徒然草寿命院抄』から『徒然草参考』までの十三種の注釈書の諸説を集成し、自説も加えてまとめたものである。ここでは第八十四段の「統論」において、『帝範』「誠盈篇」の「儉則民不_レ勞民勞則怨起」という部分を引用している。^⑨『帝範』は明君聖主と崇められる唐の太宗が撰して太子（のちの高宗）に授けた帝道の書である。『日本国見在書目録』^⑩には「帝範二」が確認でき、帝王学の教科書として、『帝範』は平安時代以降に伝わって以来、日本社会に広い影響を与えていたと考えられる。『帝範』には「誠盈篇」と「崇儉篇」という儉約に関連する篇目がある。第八十四段に登場する北条時頼は後世、為政者として高く評価された人物である。^⑪為政者による儉約という共通点から、『徒然草諸抄大成』では『帝範』を挙げて、第八十四段に為政者とその母が「儉約」に関与することの重要性を提起したとも考えられるのである。

ここではその記載に導かれつつ、第八十四段の背景をさらに検討していくこととする。

二、「儉約」による『貞観政要』の登場

前節で説明したように、浅香山井は『徒然草諸抄大成』において、為政者による儉約に注目し、『徒然草』第八十四段における「儉約」を理解する手掛かりの一つとして『帝範』に言及した。しかし唐の太宗をめぐっては、『群書治要』『貞観政要』など、日本で『帝範』と同じく、あるいはそれ以上に受容された同種の政治指南書が存在しているのであ

る。

『群書治要』は政治上で参考となる文章を各典籍から抜粋した書物であり、『帝範』『貞観政要』の太宗と直接的にかかわるのには及ばない。『帝範』は理論的な教義を重視する一方、具体例に欠ける憾みがある。一方、『貞観政要』は太宗と群臣との問答を収録した書であり、具体例が豊富で説話的・物語的な内容も多く採録している。一読して『徒然草』第百八十四段における説話的な形式と類似しているのである。それだけではない。『貞観政要』は日本でも平安時代以降、帝王学の指南書として朝廷だけでなく、武家にも広く受容されてきた。たとえば後述するように、『徒然草』とも関連があるとされる『十訓抄』にも『貞観政要』の受容例を確認することができる。

唐太宗の御時、魏徴、徳政の三つの品を定め申しける詞に、

焚^二鹿台之宝衣^一、毀^二阿房之広殿^一、懼^二危亡於峻宇^一、思^二安処於卑宮^一、則神化潜通、無為而治、徳於上也

鹿台の宝衣を焚き、阿房の広殿を毀ち、危亡を峻宇に懼れ、安処を卑宮に思はば、則ち神化潜通して、無為にして治まる、徳の上なり

とありけるを、貞観政要に書かれぬるこそ、儉約の政のあるべきやう、いみじくめでたけれ。これは帝道の一事にかぎらず、庶人の振舞にいたるまで、この心を持ってとなり。鹿台、阿房、殷紂、秦皇二世等の宮室なり。¹³⁾

唐の政治家・魏徴が殷の紂王、秦の始皇帝を教訓として太宗に上疏し、宮造りも儉約に努めるべきであることを述べた、という内容で、『十訓抄』は『貞観政要』を引用し、儉約の政のあるべき姿を描き、帝王から

庶人までも儉約を守るべきことを説いたのである。建長四年（一二二二）に成立した『十訓抄』と『徒然草』とは類似点が少なくなく、兼好法師は『徒然草』執筆にあたり、『十訓抄』を直接参照した可能性も指摘されている。¹⁴⁾『徒然草』本文において『貞観政要』の直接的な言及は確認できないものの、第百八十四段は、『十訓抄』同様、儉約の重要性を提唱する点が共通しているのは興味深い。兼好が章段執筆に際して、『十訓抄』でも引用される『貞観政要』に依拠した可能性について検討する価値は十分あるのであろう。

三、『徒然草』第百八十四段と『貞観政要』との関わり

『貞観政要』は、唐の太宗の政治理念およびその政治実践を、唐の玄宗・玄宗時代の史臣である呉兢が編纂した語録集である。唐の太宗は、隋滅亡の教訓をよく理解して、簡素儉約を貫き、賢材を任用し、諫めを容認し、群臣と政治の得失や治国方略などを議論して、国を長久に守るために精励していた。太宗と群臣との政治議論を収録した『貞観政要』は、国を長く保つためにはいかにすべきか、が主題なのである。

日本において『貞観政要』は平安時代に伝わって以来、為政者の政治規範としてだけでなく、教養人の必読書としても、広く読まれるようになった。『本朝文粹』に収録された大江匡衡の「返^二送貞観政要於藏人頭藤原行成朝臣^一状」はその一例である。¹⁵⁾鎌倉時代に降ると、武家社会においても『貞観政要』は重んじられた。『吾妻鏡』建長二年（一二五〇）五月二七日条の「相州令^二浄真^一書写^二貞観政要一部^一、今日被^レ進將軍家^二云々^一」¹⁶⁾（相州は浄真をして貞観政要一部を書き写せしむ、今日將軍家に進せらる云々）によれば、北条時頼は、この年に新写された『貞観政要』を幕府將軍に進献したことが確認できる。そして一条兼良著『小夜のねざめ』

には、

北条時政より九代たもちたることもすべて才学のすぐれたることはなかりしにや。わづかに貞観政要。御式条などいふ物ばかりを覚えて。私なくをこなひ侍しほどは。すべて国もしづかに世もめでたくぞ侍し。¹⁷⁾

という記述があり、北条氏一族が代々『貞観政要』を重視したことを明記しているのである。同じく一条兼良が編纂した『樵談治要』において、北条政子が菅原為長に命じて『仮名貞観政要』を書かせたことはよく知られる。

ちかくは鎌倉の右大将の北の方尼二位政子と申しは北条の四郎平の時政がむすめにて二代將軍の母なり。(略)貞観政要と云書十巻をば菅家の為長卿といひし人に和字にかゝせて天下の政のたすけとし侍りしも此二位尼のしわざ也。¹⁸⁾

北条政子は『貞観政要』を「天下の政のたすけ」と重んじただけでなく、菅原為長に和訳させたのである。和訳は『貞観政要』の普及を拡大させたと考えられる。関東にあった兼好が、当時に広く読まれていた『仮名貞観政要』に触れる機会があったことは十分想定されるのである。

また、原田種成氏によると、『貞観政要』には金沢文庫旧蔵本が伝えられ、『金沢文庫旧蔵書目』にもその書名が確認できるとされている。その伝来は不明ではあるものの、鎌倉期の代表的な旧鈔本と認定されている。¹⁹⁾『金沢文庫古書目録』にも『貞観政要』の名が確認できる。²⁰⁾小川剛生氏によれば、兼好は金沢北条氏と関係が深いとされる。²¹⁾関東の金沢と縁が深

四

い兼好が『貞観政要』に親しんだ可能性は十分にあるのである。もしそうだとすれば、兼好は『貞観政要』をどのように利用したのであろうか。続けて『徒然草』第百八十四段における「儉約」と『貞観政要』との関係を具体的に検証していくこととする。

四、治国における「儉約」

『貞観政要』十卷四十篇には、儉約を議論する内容が散見している。儉約を主題とする「論儉約」「論奢縦」という篇目もある。「儉約」は『貞観政要』全体を貫く主題の一つとも言い得るのである。ここでは『貞観政要』の儉約にかかわる内容を検討した上で、兼好が提唱する「儉約」の意義を解明してみよう。

貞観四年二、詔アテ人勢ヲオコシテ東都洛陽ノ乾元殿ヲツクロヒテ、御アリキノ時ノタメニセムトス。給事中張玄素上書シテ申サク、秦始皇帝位ヲ、コシテ、万世マテニツタエムトセシカトモ、ソノ子ニ世カヨニホロヒタリ。(略)タ、儉約ヲオコナヒ、賦斂ヲウスクシ、ヲハリヲツ、シム事ハシメノコトクスル時ハ、ナカクマタシ。

(『仮名貞観政要』²²⁾ 卷第二 イサメ事ヲモチキル篇第五)

太宗が「御ありき」のため洛陽の乾元殿を繕おうとすることに對して、張玄素は上書して、秦が二世までで滅びたことを戒めとして、為政者は終始、儉約に努めるべきであると意見した。続けて、乾元殿を補修する弊害を詳しく述べている。

今陛下東都ニノソミ給事サラニソノ期ナシ、シカルヲヒキツクロハ

シム、諸王又ヲノノ邸ノ屋ヲツクルヘシ。隋ノツイエヲトロヘタル世ノスエにアタレリ、豈ツカレキハマル人ノ、ソムトコロナラムヤ。ソノ不可一。陛下ノハシメニハ、東都ノカサナレル樓ヒロキ殿、コレヲヲミナシリソケ、コホタシメテ、天下ノ心ヲヒトツニシテヨロコビアフキヌ。ハシメニハソノヲコリヲコレル事ヲニクムテ、イマナムソ美麗ヲアヒツク心アラムヤ。ソノ不可二。又イソクヘカサルコトヲイトナムテ、ムナシキツイエサノ勞ヲナス。國二年々兼ルタクハヘナシ、ナムソ東都西都ノ二ノミヤコヲモチキム。勞役法ニスキハ、ウラミソシリ共ニヲコルヘシ、ウラミソシリヲコラハ、禍乱ヲチマチナルヘシ。ソノ不可三。百姓隋ノ乱ニツイエテ、陛下ノ恩ニイコヘリ、飢寒コトナラ切ニシテ、生計メクラシカタシ。五年ノアヒタハ、フルキニ復シカタシ、ナムソツカレタル人ノチカラヲウハ、ムヤ。ソノ不可四。(中略)臣キク、阿房宮ナサレシ時ニ、秦代カタフケリ、章華殿ツクリシ時ニ、楚國ホロヒタリ。乾元殿タテラレシ時、隋世ヤフレタリ。

(卷第二 イサメ事ヲモチキル篇第五)

乾元殿を補修することは、疲弊した人民にとって負担でしかない。それは乾元殿の修繕の弊害の第一である。続く第二において、東都の層樓広殿を壊したため、人民が皆喜び慕ったことを述べている。今の乾元殿を繕うことは、奢侈を好む兆しであり、民心を失うことを暗示している。第三には、宮殿の造作のために、人を勞役して、費用を無駄に消耗する弊害を指摘する。勞役を課し過ぎれば、恨みや誹りを引き起こして、さらに禍乱を招くことを主張している。続けて第四には、疲弊した人民の力を奪うのではなく、民力を養って生計の安定を図るべきであることを述べている。秦の阿房宮・楚の章華殿・隋の乾元殿は皆、昔日の教訓で

あり、国の滅亡の端緒である。建物の奢侈は、人民を疲弊させ、国家の財力を費し、国の滅亡の契機になると強調するのである。その上で魏徴は、太宗への諫言を十箇条挙げて上書した。その中で、頻りに儉約を述べている。その本文は以下の通りである。

貞觀十三年ニ、魏徴上書シテ申サク、ワレ軒轅、黃帝ノ巖廊ニシテマツリコトヲホトコイシ事、治化ヲサタムル時ハ、淳朴ナルコトヲサキトシテ、浮華レル事ヲシリソケ、臣下ヲ論スル時ハ忠良タトヒ、奢侈ヲイヤシウシ、制度ヲイフ時ハ、美麗ヲ絶、儉約を貴ヒ、物產ヲオサムル時ハ、穀帛ヲ、モシク綾錦ヲイヤシウス。(略)

陛下貞觀ノハシメニ、(略)仁義ノミチマホリテウシナハス、儉約ノコ、ロサシ勤テカハラス。無為ニシテ欲ナク、清静ニシテ遠ニカウフラシメタリ。シカルヲコノコロ、ムカシノコ、ロサシヤウヤクニソムイテ、敦キコトハリヲウルコトナシ。コノユヘニ、コトハラキク時ハ上聖ニコヘタリトイヘトモ、事ヲ論スル時ハ中主ニコヘカタシ。(略)コレマツヲハリヲヨクセサルソノ一ナリ。陛下貞觀ノハシメニ、人ヲミル事イタメルカコトシ、人ノ苦勞ヲミテハ、スナハチコレヲ哀事子ノコトシ、ツネニ儉約ヲコノムテ、イトナミスルトコロナシ。シカルヲコノコロ、タチマテニ簡約ヲワスレテ、奢レル心ステニアリ。(中略)ヲソラクハコレ國ヲヲコス理道ニアラス。人ヲヤスムルナカキハカリ事ニアラス。コレヲハリヲヨクセサルソノ漸二也。陛下貞觀ノハシメニハ、ヲノレカ心ヲオサヘテ、モハラ人ヲリス。シカレトモイマニイタテ、欲ヲ・ホシイマ、ニシ、人ヲ勞セシメテ、儉約ノコト年々ニアラタマリ、驕逸ノ心日々ニマサレリ。(略)アルイハイトナムトスル時ハ、人ノイサメム事ヲオモムハカテ、陛下ミツカラノタマハク、モシコノ事ヲセスハ、我身ニタヨリ

アラシ。臣下ナムソコレライサメムヤト。コレタ、イサムルモノ、
 コヲフサクニアリ、豈ヨキ事ヲエラムテヲコナフミチナラムヤ。コ
 レヲハリヲヨクセサルソノ漸三也。

(卷第十 ハシメヲヨクシヲワリヲツ、シムヘキ篇第四十)

魏徴は上書文の冒頭に、国を定めて政治を行う際に、奢侈を絶ち儉約を尊ぶことを制度化するよう主張していく。その第一条は、最初の仁義、儉約の志に背いては聖主になれないことを太宗に諭している。第二・第三条は儉約と造作とのつながりを力説している。その第二条では、太宗は初めに儉約を旨とし、人を煩わす造作をしてはならないことを述べ、次いで奢侈を好んで人を軽々しく労するようになった現状を厳しく諫めている。続く第三条は私欲のため、人を労苦するようになった太宗の驕奢の振舞いに言及している。宮殿を造営しなければ、我が身が不都合であると言いつつ、諫めるものの口を塞ぐのである。造作のため人を酷使することは、儉約の志に背き、人民の安寧を奪い、いつかは災禍を招く。魏徴は太宗の奢りの兆しを強く憂慮して、繰り返し強調しつつ諫めるのである。

以上の用例を通じて、『貞観政要』は特に「造作における儉約」を重んじていることが知られること、そして儉約が治国において重大役割を果たすとしていくことが確認できる。すなわち、儉約は治乱興亡と深くかかわり、国を治める上で欠くことのできないもの、との認識なのである。為政者は人を慈しみ、無駄な消耗を避け、過差を慎んで、以て国の存続を守るべきである、ということを主張しているのである。

五、『徒然草』第百八十四段の再考

それでは、『徒然草』第百八十四段における松下禅尼の逸話を検討してみよう。松下禅尼が執権時頼を安達邸に招く際、自ら障子の破れを切り貼りすることで、息子に儉約を気付かせようとしたのである。興味深いのは、仕手を使わないこと、障子の破れた所だけを繕うことの二箇所である。この二つから造作の費えを避けて、且つ建物の修繕のため人を煩わさないという松下禅尼の心遣いが察せられる。そしてそれは、『貞観政要』に描かれる造作における儉約の逸話と明らかに近似しているのである。例えば、張玄素は『貞観政要』巻第二「イサメ事ヲモチキル篇第五」に述べたように、「労役法ニスキハ、ウラミソシリ共ニヲコルヘシ、ウラミソシリヲコラハ、禍乱ヲチマチナルヘシ」と人を労役し費用を無駄に消耗して、宮殿を造作すれば、民の恨みは募り、さらに禍乱を招く。『貞観政要』巻第十一「ハシメヲヨクシヲワリヲツ、シムヘキ篇第四十」で魏徴は「陛下貞観ノハシメニ、人ヲミル事イタメルカコトシ、人ノ苦勞ヲミテハ、スナハチコレヲ哀事子ノコトシ、ツネニ儉約ヲコノムテ、イトナミスルトコロナシ」、「陛下貞観ノハシメニハ、ヲノレカ心ヲオサヘテ、モハラ人ヲリス」と、太宗が貞観のはじめに造作のため人を煩わさなかったことを評価している。建物の修繕や造作において、「美麗ヲ絶、儉約を貴ヒ」、人力を惜しむことは、『徒然草』第百八十四段、或いは松下禅尼の心遣いと一致していると考えられる。

兼好は『徒然草』第二百十五段において、北条時頼の簡素な生活を回顧し、「その世には、かくこそ侍りしか」と慨嘆して、同時代の為政者の奢侈への批判をほのめかしている。当時の為政者の贅沢について兼好は『徒然草』第二段において、

いにしへの聖の御代の政をも忘れ、民の愁へ、国のそこなはるるをも知らず、よろづにきよらを尽していみじと思ひ、所せきさましたる人こそ、うたて、思ふところなく見ゆれ。

とも批判する。兼好が生きた時代に奢侈の風が盛んになり、為政者たちは贅沢を求めるようになっていたことが窺える。兼好は一昔前の松下禅尼や北条時頼の逸話を通じて、儉約を称揚すると同時に、今の為政者の贅沢を批判するのである。為政者の奢侈なることを諫め、儉約の政を提唱することについて、『徒然草』は『貞観政要』に依拠していると考えられないであろうか。

『貞観政要』は北条氏一門が親しんだ典籍であった。兼好は幕府の重臣が『貞観政要』を尊ぶことを理解した上で、松下禅尼の逸話をあえて選択したのはなからうか。

以上、儉約の治国における役割を明確にした上で、造作の儉約を主として、『徒然草』第百八十四段における『貞観政要』の影響を検討した。次に兼好が松下禅尼の逸話を選択した意図を探るべく、「女性が語る儉約」という観点から『徒然草』第百八十四段における『貞観政要』の更なる影響を検証していきたい。

六、女性が語る天下と儉約

『徒然草』注釈書において、高階楊順著『徒然草句解』と北村季吟著『徒然草文段抄』は『徒然草野槌』の記述を基本にしつつも、松下禅尼に注目して自説を加えている。『徒然草文段抄』では「此段は世を治る道は儉約をもと、する事を松下禅尼のものがたりにつきて教たり」と述べ、『徒然草句解』²⁴では「此段には世をおさむるに儉約を本とする道理を述べた

り。誠に松下禅尼の才すぐれたり。その言葉金玉也、其心有がたし」と肯定している。実際、兼好は女性が儉約を説くことにどのような意味を見出したのであろうか。

『貞観政要』の「儉約ヲ論スル」篇において、劉聰の後である劉娥が、宮殿の造営をしないよう劉聰を諫めた故事を記している。以下に掲出する。

貞観十六年、太宗侍臣ニカタテノタマハク、朕ノコロコロ劉聰傳ヲヨムニ、カフ傳ニイハク、劉聰キサキ劉后カタメニ鶉儀殿ヲタテムトス。廷尉陳元達イサメト、メムトス。劉聰オホキニイカテ、命シテ陳元達ヲキラシメツ。キサキ劉后テツカラ上書シテ、鶉儀殿ヲ辞スル心ハナハタ切也。劉聰イカリスナハチトケテ、オホキニコレヲハツ。人昔書ヲヨムコトハ、ヒロクキ、モテヨキコトヲマシ、アシキコトヲイマシメムタメ也。朕コノ鶉儀殿ノコトラミルニ、フカキイマシメトスヘシ。此コロ一ノ小殿ヲツクラムトス、監田縣ニ令シテ材ヲトルコトステニソナハレリ。トラク劉聰カコトヲ思ヤリテ、コノ造作ツイニヤミス。

(卷第六 儉約ヲ論スル篇第十八)

劉聰は妻劉氏娥のために、「鶉儀殿」を建てようとするが、廷尉陳元達は劉聰のこの行いに反対して諫言した。しかし陳の諫言は劉聰の怒りを招き、劉聰は陳を処罰しようとする。その時、妻劉氏が陳の赦免を求めたため、劉聰は深く恥じ、陳を許した。²⁵『晋書』卷九十六「列傳第六十六」に劉氏の上疏文が採録されている。

娥(略)手疏啓曰、(略)陛下此怒由妾而起、廷尉之禍由妾而招、人怨国疲、咎歸於妾、距諫害忠、亦妾之由。自古敗国喪家、

未始不^レ由婦人^ニ者也。妾每覽^ニ古事^一、忿之忘^レ食、何意今日妾自為^レ之。後人之觀^レ妾、亦猶妾之視^ニ前人^一也、復何面目仰侍^ニ中櫛^一、請婦^ニ死此堂^一、以塞^ニ陛下^一誤惑之過。聰覽^レ之色變、謂^ニ其群下^一曰、(略)元達、忠臣也、朕甚愧^レ之。以^ニ娥表^一示^ニ元達^一曰、外輔如^レ公、内輔如^ニ此后^一、朕無^レ憂矣。(娥手疏して啓して曰く、(略)陛下の此の怒り妾に由りて起る、廷尉の禍妾に由りて招く、人怨み国疲るることは、咎め、妾に歸す、諫を距ぎ忠を害することは、亦妾の由。古きによりて国を敗り家を喪ふは、未だ始めより由らざる者あらざるなり。妾毎に古事を覽て、之を忿りて食を忘る、何ぞ意はん今日妾自ら之を為さんとす。後人の妾を觀ること、亦猶妾の前人を視るが如くなり、復た何の面目ありて仰いで中櫛に侍らん、請ふ死して此の堂に歸し、以て陛下の誤惑の過りを塞がん。聰之を覽て色變へて、其の群下に謂ひて曰く、(略)元達、忠臣なり、朕甚だ之に愧づ。娥の表を以て元達に示して曰く、外輔公が如く、内輔此の后が如く、朕憂ひ無し。)

劉氏の上疏文から見ると、妻劉氏は宮殿营造の費えを明らかにした上で、忠臣の禍、君主の過ち、国の衰えを招かないように劉聰に諫言した。劉聰はその義に感じ、深く賞賛した。太宗は劉聰のこの逸話を讀んで、劉后の諫言を深く戒めとして、一小殿の营造さえも止めたのであった。劉氏の儉約の進言は、太宗に対しても強い勸諫の役割を果たしたのである。

『貞觀政要』では更に別の女性の諫言を採録している。

貞觀廿二年ニ、軍旅ノイクサシハくウコキ、宮室ノ造作シキリニヲコル。徐氏上書シテ申サク、(略)妾キク、国ヲ、サムル本、スルコトナキニアルヲタトウ。土木ノ功、カサネテカヌヘカラス。北

闕タチテノチ、翠微宮ヲイトナミ、玉華殿ヲ制セラル。(略)ヤハラケヤトフトイヘトモ、人民ノツイエヲイタス。コ、ヲモテ卑宮非室ハ、明王ノヤスクスルトコロナリ。金ノ屋玉ノ臺、奢主ノカサルトコロナリ。ネカハクハ陛下民ヲツカウニ、農ノ時ヲサマタケスハ、スナハチ民ノ力ツクヘカラス。(略)法儉約ニトルモノ、ナラ後ノ奢事ヲ、ソル。法ヲ奢範ニナスモノハ、ナニヲモテカ後ノ世ヲイマシム。(略)太宗コノ言ヲヨミシテ、優賜ノタマモノハナハタアツシ。(卷第九 征伐ノタ、カヒニカツ事ヲ議スル篇第卅四)

貞觀の末、太宗は四方を征伐し、宮殿を奢侈に裝飾し、营造した。この頃、充容(九嬪の一つ)である徐恵^⑧は上疏し、儉約を法とし、民衆を苦しめることのないよう太宗を諫めた。右に掲げたのは、徐氏が太宗の造作の奢侈を戒めた諫言である。

注目したいのは、二重下線部の徐氏のことばである。頻繁に宮室の造作が興ることに対して、徐氏は直ちに「国ヲ、サムル本、スルコトナキニアルヲタトウ。土木ノ功、カサネテカヌヘカラス」と進言している。国を治める本は、することなしを貴ぶ。しかるに土木の功は「することなし」では遂げられない。つまり、造作の奢侈は国を治める根本的なものにそむくと考えられる。したがって造作において儉約に励むことは、国を治める根本を堅守することと同じと考えてもよいのである。『徒然草』第百八十四段でも「世を治むる道、儉約を本とす」と語っている。これは徐氏の考えと完全に一致していると考えられる。古の明主は儉約を崇めて、治世のために力を捧げていた。しかしその陰には女性の進言があつたのである。松下禅尼も息子に為政者としてのあり方を示すこと、執権北条氏の政権を支えていたのである。

ところで、『貞觀政要』に記された女性は妻であり、『徒然草』第百八十四

段が記述した松下禅尼は母であるという違いがある。立場は違うものの、為政者に近い女性の発言という点で、両者は極めて似通っている。さらに『貞観政要』以外で、女性の儉約に関する諫言について具体的に記した参照しやすい典籍がないことも重要である^⑭。そうした点からも、兼好は『貞観政要』の特長を認識し、女性が為政者に儉約を諫めることを賞賛し、治国における根本的な役割を果たす儉約を松下禅尼の逸話に寓して提示したのではなからうか。

おわりに

本稿は松下禅尼の逸話と結び付けて、『徒然草』第八十四段における「儉約」を考察した。北条氏や鎌倉幕府と『貞観政要』との強い結びつきだけでなく、『貞観政要』が強調する治国における儉約の重要性、さらに女性が儉約を説く、というプロットなどから『徒然草』第八十四段と『貞観政要』との近似性を検討し、兼好が述べる「儉約」の新たな背景を提示した。あわせて、政道論の観点から『貞観政要』の儉約にかかわる内容を考察することで、兼好が提唱する「儉約」の意義も明らかにし得ることも提唱した。兼好は『貞観政要』を念頭に、松下禅尼の逸話を通じて、国を治める根本としての儉約を称揚したのである。一見ありふれた儉約という主題も、『貞観政要』を背後に忍ばせつつ松下禅尼の逸話を用いる兼好の巧みさによって、建物の造作における為政者の儉約を強調する兼好の独自の想いは溢れているのである。

注

- ① 兼好法師・小川剛生氏訳注『新版徒然草 現代語訳付き』（角川ソフィア文庫、二〇一五年）第八十四段の脚注による。

『徒然草』における「儉約」についての一考察

- ② 『徒然草』の本文引用は、兼好法師・小川剛生氏訳注『新版徒然草 現代語訳付き』（角川ソフィア文庫、二〇一五年）による。以下同じ。
- ③ 『徒然草諸抄大成』（日本図書センター、一九七八年）による。
- ④ 国文学研究資料館高乗勲文庫蔵『徒然草寿命院抄』（慶長六年刊本、二冊、国文学研究資料館新古典籍総合データベース）による。
- ⑤ 『徒然草拾遺抄 徒然草野槌』（日本図書センター、一九七八年）による。
- ⑥ 島内裕子氏「『徒然草寿命院抄』の注釈態度」（『放送大学研究年報』第十六号、一九九八年三月）を参照した。
- ⑦ 島内裕子氏「徒然草古注釈書の方法―『徒然草寿命院抄』から『野槌』へ」（『放送大学研究年報』第十八巻、二〇〇一年三月）を参照した。
- ⑧ 国文学研究資料館高乗勲文庫蔵『徒然草参考』（延宝六年刊本、八冊、国文学研究資料館新古典籍総合データベース）による。
- ⑨ 注③に同じ。
- ⑩ 『日本国見在書目録』（室生寺本、古典保存会、一九二五年）「雑家」部に「帝範二」を確認した。
- ⑪ 安田元久氏編『鎌倉將軍執権列伝』（秋田書店、一九七四年）に所収している阿部征寛氏著「執権北条時頼」を参照した。
- ⑫ 『日本国見在書目録』（室生寺本、古典保存会、一九二五年）「雑家」部に『貞観政要』を確認した。
- ⑬ 『新編日本古典文学 十訓抄』（小学館、一九九七年）による。
- ⑭ 小川剛生氏著『兼好法師』（中央公論新社、二〇一七年）を参照した。
- ⑮ 『新日本古典文学大系 本朝文粹』（岩波書店、一九九二年）による。
- ⑯ 『新訂増補国史大系 吾妻鏡』（吉川弘文館、二〇〇七年）による。訓読は私意による。
- ⑰ 群書類従 第二十七輯 雑部『小夜のねざめ』による。
- ⑱ 群書類従 第二十七輯 雑部『樵談治要』による。
- ⑲ 原田種成氏『貞観政要研究』（吉川弘文館、一九六五年）による。
- ⑳ 国立国会図書館蔵書デジタルコレクション『金沢文庫古書目録』による。
- ㉑ 注⑬に同じ。

- ② 『仮名貞観政要』の引用は、宮内庁書陵部蔵『貞観政要』（文祿四年枳梵舜写、十卷五冊、国文学研究資料館新古典籍総合データベース）により、加藤浩司編著『仮名貞観政要梵舜本の翻刻と研究』（二〇一九年、和泉書院）を参照した。以下同じ。句読点や傍線は稿者による。
- ③ 『徒然草文段抄』（日本図書センター、一九七八年）による。
- ④ 国文学研究資料館高乗勲文庫蔵『徒然草句解』（寛文五年刊本、七冊、国文学研究資料館新古典籍総合データベース）による。
- ⑤ 『晋書』第八冊 卷九十六「列傳第六十六」（中華書局、一九七四年）による。傍線部は稿者による。訓読は私意による。
- ⑥ 『新唐書』第一一冊 卷七十六「列傳第一 後妃上」（中華書局、一九七五年）参照。
- ⑦ 『貞観政要』が特殊である。『帝範』と『群書治要』には女性が為政者に儉約を諫める発言を見出さない。

（本学大学院博士後期課程）